

## 意見公募要領

### 1. 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案
- (2) 平成十九年総務省告示第一号（電波法第二十六条の二第三項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針）の一部を改正する告示案

### 2. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成 29 年 5 月に公布された電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 27 号）において、現在、おおむね 3 年ごととされている電波の利用状況の調査等の周期について、無線通信サービスに関する最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、総務省令で柔軟に定めることとされました。

本改正は、これを受けて、携帯電話や広帯域移動無線アクセスシステムといった、社会経済や国民生活の基盤を提供し、トラヒック増加が著しいものが利用する周波数帯について、毎年利用状況調査等を行うことが出来るように、関係規定を整備するものです。

### 3. 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4. 意見の提出方法・提出先

下記（1）を利用して提出する場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかを利用して提出する場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、それぞれ当該各項目に示す宛先に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合
  - ・電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

## (2) 電子メールを利用する場合

- ・電波の利用状況の調査等制度全般については [kikaku1\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:kikaku1_atmark_soumu.go.jp)（総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課）宛てに、毎年の利用状況調査等については [mobile-telecom\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:mobile-telecom_atmark_ml.soumu.go.jp)（総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課）宛てにご提出ください。メールアドレスはスパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。恐れ入りますが、修正の上お送りいただきますようお願いいたします。
- ・メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ・電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。
- ・意見の提出を装ったのウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

## (3) 郵送する場合

- ・〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2（電波の利用状況の調査等制度全般については総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課、毎年の利用状況調査等については移動通信課）宛てにご送付ください。
- ・意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただく場合、ディスクに提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載の上、以下の条件の通りご提出お願いいたします。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。  
【ディスクの種類】CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW  
【ファイル形式】テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

## (4) FAX を利用する場合

- ・電波の利用状況の調査等制度全般については 03-5253-5940（総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課）宛てに、毎年の利用状況調査等については 03-5253-5946（総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課）宛てにご送付ください。
- ・連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5. 意見提出期間

平成 29 年 7 月 27 日（木）から同年 8 月 30 日（水）（郵送の場合、締切日の消印有効）

## 6. 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課及び移動通信課にて配布するとともに閲覧に供します。
- ・ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示し、又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 連絡先窓口

【電波の利用状況の調査等制度全般について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課

担 当：福田課長補佐、菊池係長、麻生調査員

電 話：03-5253-5873

F A X：03-5253-5940

電子メールアドレス：：kikaku1\_atmark\_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールを送付する際に、「\_atmark\_」を@に直してください。

【毎年の利用状況調査等について】

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担 当：芦田課長補佐、乾移動体推進係長、田中官

電 話：03-5253-5893

F A X：03-5253-5946

電子メールアドレス：mobile-telecom\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールを送付する際に、  
「\_atmark\_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課  
移動通信課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見